第 46 回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 審議事項「現行の地域保健法の見直し等について」に対する意見

井伊 久美子

地域保健法の見直しにあたり、重要と考える点について、下記の通り意見を提出する。

I. 感染症対応について

1. 保健所・市町村間の連携体制強化について

- ・健康危機発生時に適時適正な対応を行うためにも、地域における保健所・市町村の連携体制 をさらに強化すべきである。
- ・例えば、今般の新型コロナウイルス感染拡大下においては、在宅療養者が増加したが、在宅療養となった地域住民、特に高齢者や障害児・者等の要配慮者の在宅生活を支える根幹は市町村(保健師)である。こうした配慮を要する住民について、保健所・市町村間で円滑に情報共有し、迅速に対応できる体制構築が必要である。
- ・有事の際の人材確保の面においても、保健所・市町村間の連携強化は重要である。保健師を 多く抱えているのは市町村であり、市町村保健師は、住民の特性や社会資源等を把握した活動を展開している。実際に、感染拡大時に保健所体制を整えられるよう、県と市町村が協定 を締結し、市町村から保健所への応援派遣が行われたことで、意思疎通・情報共有が図られ、 感染症対応業務の円滑な遂行に加え、通常業務の縮小も少ない形で遂行できた自治体もあった。
- ・市町村保健師を含む保健所管内保健師のネットワーク構築の推進に向け、保健所・市町村間 が連携し、相互支援を行うことが可能な体制とすべきである。

2. 健康危機管理に対応する人材派遣調整の仕組みの強化・見直しについて

・8月1日の感染症部会において、国による広域での医師・看護師等の派遣等の仕組みを創設することが示され、他方では、保健所について IHEAT の強化等が示された。現在、日本看護協会が厚生労働省から受託している、新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業「広域人材調整事業」や都道府県知事間で応援要請できる仕組みなど、限られた看護人材に対し、複数の人材派遣調整の仕組みが存在することになる。これにより、各派遣調整の仕組み間の人材需給バランスの偏りや、情報伝達の遅れ・相違による対応の遅れの発生等、混乱が懸念される。有事に必要な人材を迅速に確保できるよう、それぞれの派遣調整の仕組みの役割を分かりやすく整理して示すべきである。

3. 高齢者福祉施設等への保健所介入体制の強化について

・今般の新型コロナウイルス感染拡大下では、高齢者福祉施設や障害者施設等におけるクラスターの多発が問題となっていた。各施設への感染対策強化策として、感染管理認定看護師等の活用や設備・備品の確保、感染拡大時のゾーニング等の環境整備や感染拡大防止に向けた組織体制強化等の内容を含む BCP の作成段階からの保健所の介入の推進等について、十分検討すべきである。

・保健所の機能として、平時における高齢者福祉施設や障害者施設等の監査時に保健所職員が 同行して施設内感染予防対策状況を確認することを加えるべきである。対策が不十分な施設 への継続指導等、平時からアプローチできる体制整備が不可欠である。

4. 医療機関・保健所等の職員に対するメンタルヘルスケア体制の整備について

・医療機関や保健所の職員のメンタルヘルスを含む健康管理についても、検討課題に挙げるべきである。感染症危機管理対応にあたる保健所や医療機関職員等に対する初期からのメンタルヘルスケア体制の整備(PTSD予防を含む)について、予算措置を含め、実施できる体制の確保やガイドラインの作成が必要である。

Ⅱ. 保健所の体制強化について

1. 保健所数・職員数・体制等の見直しについて

- ・保健所は地域の健康危機管理や地域包括ケアシステムの推進、地域医療構想の実現の根幹となる機関である。地域の健康課題やニーズの多様化等に伴い、ますますその重要性は増しており、先頭に立って施策を推進すべき機関である。こうしたことから、保健所が果たすべき役割、保健所の適正な設置数、1保健所が所管すべき人口規模(保健所管轄人口の適正化)、保健師を含めた職種別の必要職員数及び体制について、評価・見直しが必要である。
- ・併せて、実効性のある体制構築が推進されるよう、地域保健対策の推進に関する基本的な指 針、地域における保健師の保健活動に関する指針の見直しを行うべきである。

2. 有事に活用できるシステムの開発と有効に運用する体制の整備について

- ・健康危機発生時だけでなく平時の保健活動においても、業務の効率化・情報共有を図る上で、 ICT 化の推進は不可欠である。
- ・保健所・市町村・関係機関間での情報共有を可能とするシステムの開発や、既存のシステム を有効に稼働させること、有事を想定した訓練等の実施が必要である。
- ・ICT 化を推進する上で、全国の自治体共通フォーマットの作成や、My HER-SYS 等、地域住民 個人の入力から取りまとめまでの流れの整理、現在推進が滞っている原因追求・対応、既存 システム設計・運用の見直し等が必要と考える。

Ⅲ. 保健師の人材確保・配置促進等について

1. 保健師の増員について

- ・令和 3~4 年度の 2 年間で、全国の保健所で感染症対応業務に従事する保健師を 900 名増員するための地方財政措置が講じられたが、他の担当の保健師の振替ではなく、確実に保健所保健師数全体が少なくとも 900 名の純増となるよう、厚生労働省は自治体に対し強力に指導すべきである。また、実際に純増となった保健所保健師数を早急に明示すべきである。
- ・保健所保健師に求められる役割は感染症対応に限らず、地域の社会資源や保健・医療・福祉 サービスの開発、関係機関・者との連携体制構築、地域包括ケアシステムの推進等、多岐に 渡っている。多様な健康課題を有する住民の健康を支えるために、現在の保健所保健師の配 置数では明らかに不足している。
- ・国は、全国の自治体で適正数の保健師が配置されるよう、早急に研究会等を立ち上げ、保健

所及び市町村保健師の配置基準のあり方等、基本的な考え方を検討・明示すべきである。

2. 総合的なマネジメント・指導等を担う保健所保健師の配置について

- ・健康危機発生時において、保健所保健師は直接的な対応の他、健康危機が長期化した場合には、継続的な体制維持・改善や通常業務の並行実施、関係機関との連携・調整等、マネジメントの役割発揮が非常に重要となる。
- ・また、平時においても、保健所管内の保健・医療・福祉を有効に機能させるためには、地域 包括ケアシステムの推進や、管内市町村間及び関係機関・者との連携推進、各種施策の策定・ 評価等、総合的なマネジメント機能の発揮が求められる。
- ・そのため、地方財政措置による 900 名の保健師純増に加え、各保健所には、総合的なマネジメント・指導等を担う保健師の配置が必要であり、これらに対応しうる保健師の確保・育成が必要である。

3. 保健師の現任教育体制の強化について

- ・保健師が多岐に渡る業務において、その専門性を十分に発揮するためには、現任教育体制の 強化が不可欠である。
- ・現在実施されている、都道府県看護協会や民間企業への現任教育研修等の委託や、保健所・ 市町村間連携強化に向けた危機管理研修の強化等も含め、より充実した保健師現任教育の実 現に向け、根本的な体制の見直しが必要である。